

中部運輸局自動車技術安全部

令和6年9月18日定例記者懇談会発表

中部運輸局自動車技術安全部

管理課 山内、東

技術課 藤貫、杉田

TEL 052-952-8041

電動キックボードの正しい使い方をご存知ですか？

「自動車なんでも無料相談所」@金山総合駅にてブース展示します

中部運輸局では、9月29日から30日の間に金山総合駅連絡橋で開催されるイベント「自動車なんでも無料相談所」内のブースにおいて、昨年7月から制度開始した特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について、車両展示を行い、保安基準適合性等が確認された車両の選び方など、適正な使用に係る周知・啓発を行いますのでお知らせします。

なお、このイベントは、健全なクルマ社会の発展に寄与すべく、愛知運輸支局等の関係機関及び自動車関係団体の協力の下、例年、一般社団法人愛知県自動車会議所が主催しているもので、その中で、自動車ユーザーが日頃から抱いているクルマに関する疑問・質問について、各分野の専門家が無料で相談に応じるほか、様々な催し物がございますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

<第17回自動車なんでも無料相談所>

1. 日 時：令和6年9月29日（日）10：30～16：00
9月30日（月）10：00～16：00

2. 場 所：金山総合駅連絡橋イベント広場

3. 主 催：（一社）愛知県自動車会議所

4. 後 援：中部運輸局愛知運輸支局
（独）自動車技術総合機構中部検査部
軽自動車検査協会愛知主管事務所
愛知県



【相談所に関する問い合わせ先】

（一社）愛知県自動車会議所

熊谷、石井

TEL 052-881-1501

第17回

自動車なんでも 無料相談所開設!

クルマの疑問に、おこたえします!

日常生活になくてはならないクルマ。疑問に思ったり、困ったことはありませんか。知りたいこと、アドバイスが欲しいことなど、自動車全般について無料で相談に応じます。

自動車の故障や整備・車検のことでわからないこと、困ったこと。

自動車の売買、検査・登録、希望番号制などでわからないこと。

バス・タクシーについての意見や要望、荷物の運送・引越しの相談。

交通事故や自動車の税金などでわからないこと、困ったこと。

●その他、自動車のことでお困りのことはなんでも!

※ご相談内容によっては、お答えできない場合もございます。

令和6年
9月 29日 **30日** 月
午前10:30▶午後4:00 午前10:00▶午後4:00

金山総合駅連絡橋
イベント広場

■相談員

愛知運輸支局、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び自動車関係団体の役職員。法律問題は、弁護士が相談に応じます。

■主催

(一社)愛知県自動車会議所

名古屋市昭和区滝子町30番16号 TEL.052-881-1501

■後援

中部運輸局愛知運輸支局

愛知県

独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部
軽自動車検査協会愛知主管事務所

■共催

独立行政法人自動車事故対策機構名古屋支所
中部自動車共済協同組合、(公社)愛知県バス協会
(一社)愛知県トラック協会、愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会、(一社)愛知県家用自動車協会
(一社)愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会、愛知県自動車部品販売協会
(一社)日本自動車連盟愛知支部
中部自動車リース協会、(一社)愛知県レンタカー協会
(一財)日本自動車査定協会愛知支所
愛知県中古自動車販売協会 (順不同)



免許はある? いらない?
電動キックボード
(協力: 中部運輸局)



車の運転が疑似体験できる
運転シミュレーター(協力: ナスバ)



ミニゲームに参加で、ガチャによる
車消しゴムなどをプレゼント!

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

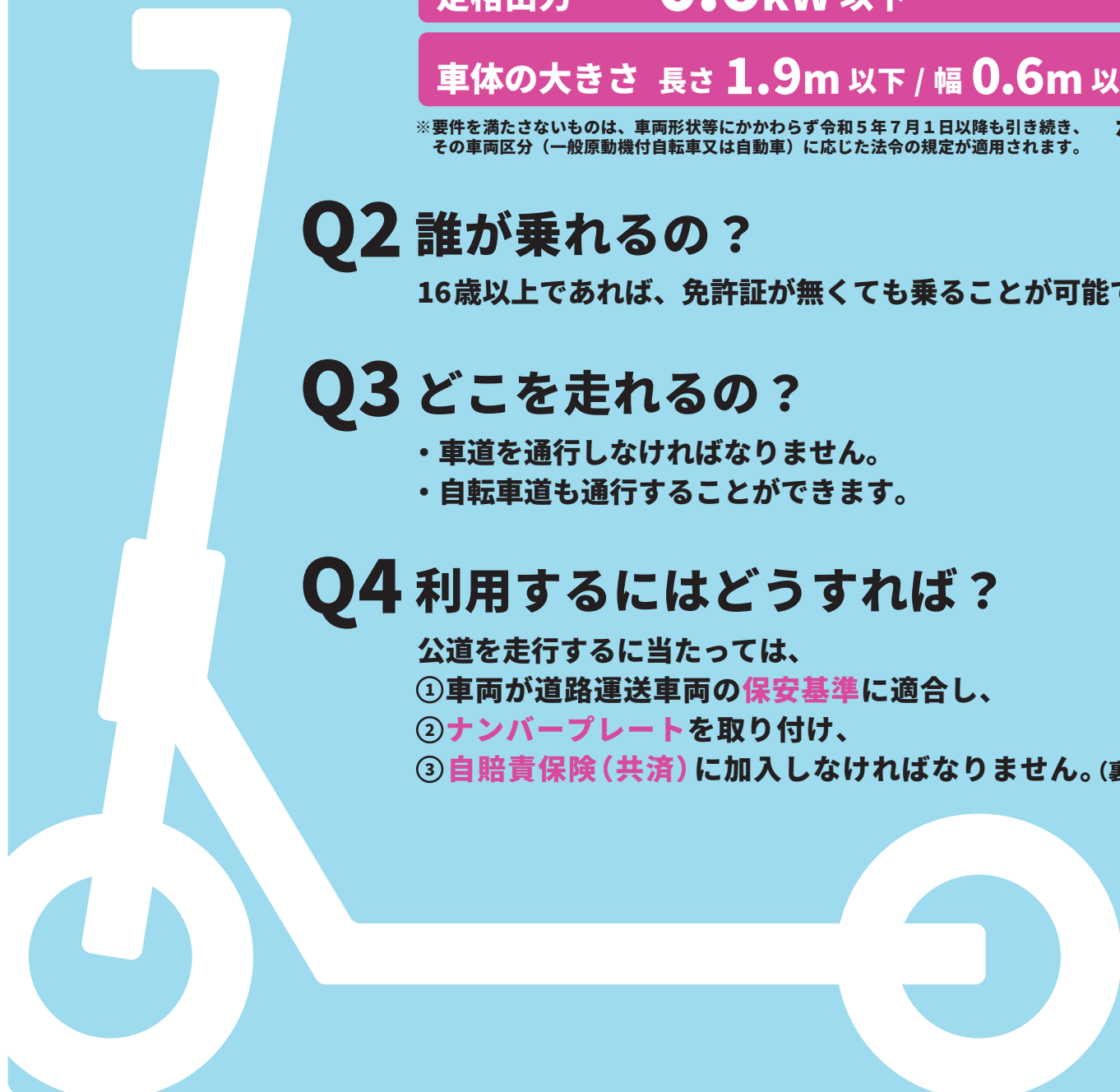
Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ① 車両が道路運送車両の**保安基準**に適合し、
- ② **ナンバープレート**を取り付け、
- ③ **自賠責保険（共済）**に加入しなければなりません。（裏面）



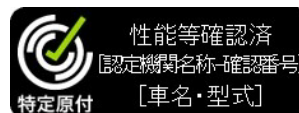
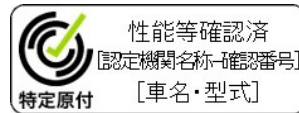
① 保安基準への適合が必要です！

- ・ 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・ 基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

② ナンバープレートが必要です！

- ・ 所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・ 手続きの詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・ 所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・ 運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



交通ルールを守りましょう！

※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

主な交通ルール

① 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません（※自転車道通行可）。また、原則、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

② 右左折の方法

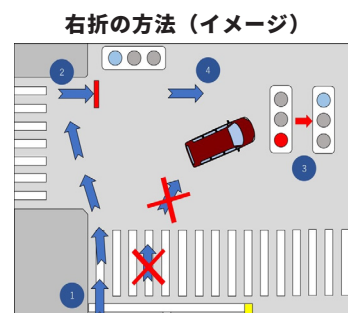
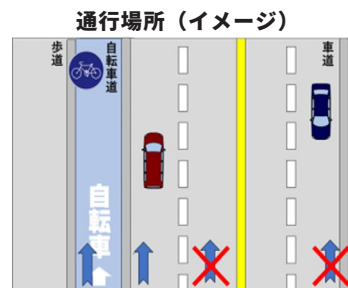
- 左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

④ 歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。



標識（例）

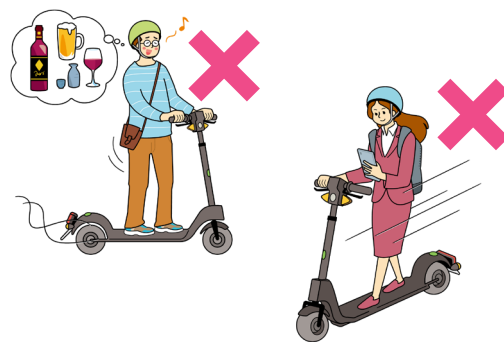


年齢制限・飲酒運転禁止等

① 16歳未満の運転は禁止されています。

② お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

③ スマートフォン等を通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。



安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



特定小型原動機付自転車などの交通方法等 (令和5年7月1日から)

車両区分		原動機付自転車			
		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下		
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下		
	幅	1.3m以下	0.6m以下		
	高さ	2.0m以下	-		
運転免許		原動機付自転車を運転する ことができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		
最高速度		30km/h	20km/h	6 km/h	
最高速度表示灯※		-	緑色点灯	緑色点滅	
乗車用ヘルメット		必要	必要(努力義務)		
ナンバー登録		必要	必要		
自賠責保険		必要	必要		
通行場所	歩道(普通自転車等 及び歩行者等専用)		×	×	○
	自転車道		×	○	-
	専用通行帯		×	○	-
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯		×	×	×

※令和5年7月1日以降に製作されたものに限る

電動キックボードの車両区分

区分	移動用小型車 (歩行者扱い)	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
定格出力		0.6 kW 以下	1.0 kW 以下 (二輪以外は 0.6 kW以下)
最高速度、大きさ ※いずれにも該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度 6 km/h 以下 全長 1.2 m 以下 全幅 0.7 m 以下 全高 1.2 m 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度 20 km/h 以下 全長 1.9 m 以下 全幅 0.6 m 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 全長 2.5 m 以下 全幅 1.3 m 以下 全高 2.0 m 以下
車両の例	<p>トヨタ自動車 HPより</p>	<p>LUUP社 HPより</p> <p>YADEA社 HPより</p>	<p>SWALLOW社 HPより</p>

保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車の型式 (※令和5年10月5日時点)

車名及び型式	外観	製作者等	性能等確認実施機関	備考
車名: yaees 型式: KSPRO-JP		名称: 長谷川工業株式会社 住所: 大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1-11 江戸堀センタービル14階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0007	歩道モードあり
車名: ストリーモ 型式: S01J		名称: 株式会社 ストリーモ 住所: 東京都墨田区八広4-36-21	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0008	歩道モードあり
車名: Falcon P.E.V. 型式: ZSL-01		名称: SWALLOW 合同会社 住所: 神奈川県横浜市港北区下田町2丁目10-61	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0009	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ-BK-3		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0010	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ-BK-4		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0011	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ-WT-3		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0012	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254BJ-WT-4		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0013	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254CJ-WT-3		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0014	歩道モード無し
車名: LUUP 型式: KK-254CJ-WT-4		名称: 株式会社 LUUP 住所: 東京都千代田区錦田佐久間町三丁目21番地24 AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0015	歩道モード無し
車名: LAIL グレードL 型式: GAF-0011		名称: 正解株式会社 住所: 北海道札幌市中央区南一条西五丁目3番地4	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0016	歩道モード無し
車名: Model one S 型式: kin-model1-s		名称: 株式会社 KINTONE 住所: 東京都多摩市豊田町乙2008-1	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0017	歩道モードあり

車名及び型式	外観	製作者等	性能等確認実施機関	備考
車名: カーメイト 型式: e-FREE01		名称: 株式会社カーメイト 住所: 東京都豊島区長崎5-33-11	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0018	歩道モードあり
車名: E-KON City 型式: ZAD-G520		名称: 株式会社 E-KON 住所: 兵庫県姫路市岡町40-6409	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0019	歩道モード無し
車名: FUGU 型式: MF EKRS01RW		名称: 株式会社FUGU INNOVATIONS JAPAN 住所: 神奈川県横浜市西区羽衣町3-55-1	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0020	歩道モードあり
車名: J-STEP 型式: NS-K500W		名称: 株式会社日野クロールバル 住所: 大阪府西区南津守1-62	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0021	歩道モードあり
車名: SS1 型式: SE-SS1J		名称: 有限会社唯理 住所: 愛知県名古屋市西区鉄矢通2-70	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0022	歩道モードあり
車名: Airohot 型式: S07		名称: funstep株式会社 住所: 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-7-4 1F	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0026	歩道モードあり
車名: マンティス ジュニア 型式: MANTIS Jr		名称: 足立ブレーキ株式会社 住所: 東京都定立区東原2-1-1	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0027	歩道モードあり
車名: プレイングマンティス ネオ 型式: Playine MANTIS Neo		名称: 足立ブレーキ株式会社 住所: 東京都定立区東原2-1-1	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0028	歩道モードあり
車名: Model one S 型式: kin-model1-sb		名称: 株式会社KINTONE 住所: 東京都多摩市豊田町乙2008-1	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0030	歩道モードあり
車名: KICK ZONE 型式: WZ-KICK02-BK		名称: 株式会社Newseed 住所: 東京都多摩市東大塚3-2-1 リリア多摩センター1F	名称: 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 総務研究室 住所: 東京都昭島市美鳩町4丁目2-2 ■確認番号: 0033	歩道モードあり